**沖縄市障害者差別解消法推進への取り組み**

令和6年3月19日

**１．障がい特性に配慮した情報提供の充実**

障がいのある人への行政情報の提供については、読み上げソフト等の活用を想定した市ホームページの作成等に努めるとともに、市が発送する文書についても封筒への工夫を行うなどにより、情報バリアフリー化を推進します。

**２．公共施設等のバリアフリー化の推進**

ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、公共性の高い民間施設のバリアフリー化について周知・啓発に努めます。

整備にあたっては、公共施設、道路や公園等のバリアフリー化を推進し、安全で快適な施設が整備できるよう関係機関との連携を図ります。

**３．公共施設の整備における当事者意見の反映等**

　公共施設の整備については、障がい当事者の意見等を踏まえた整備を図ります。

**４．イベントへの障がい者（児）の参加促進**

　沖縄市が主催・共催等する各種イベントにおいては、障がいのある市民が気軽に参加できる環境整備に取り組みます。

**５．障がい特性への理解・啓発について**

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らしていける「地域共生社会の実現」に向け、障がい者特性への理解・啓発に向け、周知広報に取り組みます。

**６．障がい者の円滑な生活に向けた対応について**

沖縄市が実施する工事等により、通行に支障が出ることが想定される場合には事前に当事者等へ周知するよう取り組みます。

**７．市事業への参加促進について**

市民を一般公募する事業の際に「心身ともに健康（健全）な方」という制限をできるだけ設けないようにすることにより、誰もが参加しやすい事業の実施に努めます。